

平成26年10月24日

厚生労働省保険局医療課 御中  
保険課 御中  
国民健康保険課 御中  
高齢者医療課 御中

協同組合日本接骨師会  
会長 登山 勲

## 柔道整復師医療受診妨害防止一層の周知徹底の要望

### 要望の趣旨

柔道整復師医療の受診妨害保険者に対し、未だくり返し者の再発防止周知徹底を賜るよう下記事項対策をお願い申し上げます。

### 要望の理由

「不正保険取り扱い厳禁」と「その対策の大事」は言をまたずです。だが、「目的のために手段を選ばずの誤りの厳禁」も言をまたずです。このことについて平成24年3月12日、「保医発0312第1号」を根拠と理由に国民の柔道整復師医療受診妨害頻発です。

この注意にあたり国民の医療選択の自由が人権と柔道整復師医療も対象とされていることに鑑み、平成25年3月19日、受診妨害回避事務連絡を賜りましたが、未だ別添参照に見る「問題者の注意」の参考です。そこで、くり返し者を含め今後の妨害防止に対して「再発防止」と「不正保険取り扱い防止」について新たに下記事項対策をお願い申し上げます。

### 記

1. 乱診乱療請求柔道整復師問題対策として保険請求に関する統計整備を図り、この根拠の下に濃厚過剰診療請求対象者の特定と、審査会対策の確立を図ること。（会計検査院指摘イ項）
2. 「会計検査院指摘事項ア項」について、柔道整復師対象対策であるものを患者対象対策として柔道整復師医療選択妨害問題原因とされたことから、今後、その箇所を取り扱いを自粛すること。
3. 被保険者照会は架空請求・水増し請求問題対策として受診事実の有無程度とする。
4. 被保険者への柔道整復師療養取り扱い注意について、受診にあたり自己診断や受診記録の医学医療の知識能力を求めるような表記の回避。